

# 参議院憲法審査会議録第一号

第一百九十六回  
平成三十年五月二十三日(水曜日)  
午後零時十三分開会

委員の異動

一月二十一日 辞任  
中西 哲君  
小川 勝也君  
浜口 誠君  
竹内 真二君  
五月七日 辞任  
小西 洋之君  
白 眞穂君  
野田 國義君  
五月九日 辞任  
伊藤 孝恵君  
古賀 之士君  
浜口 誠君  
藤田 幸久君  
野田 國義君  
大島九州男君  
増子 輝彦君  
大塚 耕平君  
德永 エリ君  
小川 敏夫君  
白 眞穂君  
吉川 沙織君  
石橋 通宏君  
牧山ひろえ君  
宮沢 由佳君  
松川 古川  
山下 雄平君  
山谷えり子君  
伊藤 孝江君  
佐々木さやか君  
山本 博司君  
大塚 耕平君  
元裕君  
徳永 エリ君  
増子 輝彦君  
小川 敏夫君  
吉川 風間  
吉良よし子君  
山添 拓君  
東 福島みづほ君  
磯崎 仁彦君  
岡田 直樹君  
二之湯武史君  
西田 昌司君  
舞立 昇治君  
西田 実仁君

補欠選任  
山下 雄平君  
藤田 幸久君  
野田 國義君  
佐々木さやか君

補欠選任  
古賀 之士君  
浜口 誠君  
舟山 康江君

補欠選任  
大野 元裕君  
大島九州男君  
増子 輝彦君  
大塚 耕平君  
徳永 エリ君  
小川 敏夫君  
白 眞穂君  
吉川 沙織君

足立 敏之君  
阿達 雅志君  
愛知 治郎君  
有村 治子君  
石井 正弘君  
北村 経夫君  
古賀友一郎君  
高野光二郎君  
滝波 宏文君  
堂故 茂君  
二之湯 智君  
古川 俊治君  
松川 古川  
山下 雄平君  
山谷えり子君  
伊藤 孝江君  
佐々木さやか君  
山本 博司君  
大塚 耕平君  
元裕君  
徳永 エリ君  
増子 輝彦君  
小川 敏夫君  
吉川 風間  
吉良よし子君  
山添 拓君  
東 福島みづほ君

大島九州男君  
眞穂君  
聰平君  
均君

委員

白 仁比 浅田

眞穂君 聰平君 均君

事務局側

憲法審査会事務

森本 昭夫君

松沢 成文君

局長

三百八十三名

○会長(柳本阜治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

幹事の補欠選任につきましてお詫びをいたしま

す。

委員の選任に伴いまして現在幹事が二名欠員と

なつておりますので、その補欠選任を行いたいと

存じます。

幹事の選任につきましては、先例により、会長

の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長(柳本阜治君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に大島九州男君及び白眞穂君を

指名いたします。

本審査会幹事会の申合せによりまして、会長が

野党第一会派の幹事の中から会長代理を指名する

こととなつております。

会長といましましては、会長代理に大島九州男

君を指名いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

二月二十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する

請願(第二六七号)(第二六八号)(第二六九

号)(第二七〇号)(第二七一号)(第二七二号)

(第二七三号)(第二七四号)(第二七五号)(第

二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第

二七九号)(第二八〇号)

改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願

請願者 京都府宇治市 林千代子 外五千

紹介議員 井上 哲士君

二〇一七年、日本国憲法が施行されて七十年を

迎えた。日本国憲法は、おびただしい犠牲をもた

らした戦争への深い反省の上に、二度と戦争はし

ないと第九条で誓い、恒久平和、国民民主権、基本

的人権を掲げてきた。ところが、安倍政権は、憲

法違反の戦争法(安保関連法)を強行し、戦闘地域

の南スダーンPKO(国連平和維持活動)へ、駆け

付け警護など武器使用を含む新たな任務を付与し

て自衛隊を派兵した。また、衆参両院で改憲勢力

三分の二を手にした安倍政権は、改憲に本格的に

手を付けるために衆参両院の憲法審査会を再開、

改憲発議を狙い、本丸の第九条改悪へと突き進も

うとしている。日本国民は、憲法によつて誰もが

個人として尊重され、命が守られ、自由に幸せを

求めて生きいくことを保障されており、それが

国の責務と明記されている。今、あらゆる世代に

貧困と格差が広がり、暮らしへの不安が大きく

なつてゐる。「不安定雇用やブラック労働をなく

して」「安心して預けられる認可保育園を」「年金制

度や介護制度の充実を」「給付制奨学金を」など切

実な願いがあふれている。今、するべきことは、

平和と豊かな人権を保障する日本国憲法を変える

ことではなく、憲法をいかして、平和・命・人権

については、次の事項について実現を図られた

い。

出席者は左のとおり。

幹事  
会長

柳本 順治君

一、改憲をやめ、最高法規にふさわしく憲法を国政のあらゆる施策にいかすこと。

第一六八号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 大阪市 浅田千代子 外五千三百七十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一六九号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 岩手県花巻市 千田ツサ 外五千三百七十名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七〇号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 北海道函館市 草刈道子 外五千三百七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七一号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 大阪府豊能郡豊能町 山本厚子 外五千三百七十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七二号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 京都府長岡京市 河音久子 外五千三百七十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七三号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 千三百七十名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 三重県南牟婁郡御浜町 原鈴子 外五千三百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七四号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 三重県名張市 德田米子 外五千三百七十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七五号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 茨城県日立市 原恵 外五千三百七十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七六号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 石川県金沢市 中村未来 外五千三百七十名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七七号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 外五三千三百七十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七八号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 千三百七十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七八号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 千三百七十名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。  
第一七九号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 宮崎県西都市 伊東かず子 外五千三百七十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八〇号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 東京都練馬区 九鬼泰世 外五千三百七十名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八一号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 新潟県五泉市 目黒司 外八百十号

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八二号 平成三十年二月二十日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願  
請願者 埼玉県越谷市 黒田澄子 外三百二十二名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八三号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 大阪市 長谷川奈央 外五千三百七十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八四号 平成三十年二月二十日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがことに関する請願  
請願者 滋賀県大津市 立花敬次 外四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八五号 平成三十年二月十三日受理  
改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願  
請願者 京都府宇治市 野一色裕美 外五

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

二〇二〇年に新憲法施行を目指す」と述べた。この発言を受けて、改憲への動きが急速に強まっている。戦後七十年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかつた大きな力は、憲法第九条の存在と市民の粘り強い運動であった。今、第九条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要はない。日本が再び海外で戦争する国になるのは御免である。安倍首相による憲法第九条などの改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則がいかされる政治を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。  
一、憲法第九条を変えないこと。  
二、憲法の平和・人権・民主主義がいかされる政治を実現すること。

三月二日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第五四七号)  
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがことに関する請願(第六二一号)(第六二二号)(第六四六号)第六九号

三月九日本審査会に左の案件が付託された。  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがことに関する請願(第六二二号)(第六二二号)(第六四六号)第六九号

二〇一七年五月三日、安倍晋三首相は、突然、

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第六四六号 平成三十年二月二十六日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 北海道江別市 佐賀山路博 外二千九百三十三名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第六九一号 平成三十年二月二十八日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 北海道江別市 六澤真希 外六百八十九名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第九八六号 平成三十年三月十六日受理 日本国憲法を守り、いかすことに関する請願 請願者 新潟市 松本純子 外四百三十二号) (第一〇三七号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)	紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第六八号と同じである。
第八一〇号 平成三十年三月六日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 長野県飯田市 黒田誠 外二百五十八名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第九八七号 平成三十年三月十六日受理 改憲をやめ、憲法を守りいかすことに関する請願 請願者 名古屋市 山下百合子 外八百八名	紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。
第九八八号 平成三十年三月十六日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 新潟市 伊藤隆志 外千百六十六名	紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇〇五号 平成三十年三月十九日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 東京都中野区 相田千穂 外千百四名	紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇三一号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 東京都武藏村山市 田上優花 外千六百五名	紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇三六号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 東京都中野区 玉野岳志 外千百五名	紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇三五号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 東京都武藏村山市 田上優花 外千六百五名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇三九号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 滋賀県愛知郡愛荘町 大鹿広外千六百五名	紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇四〇号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 東京都中野区 村井典男 外千六百五名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。
第一〇四一号 平成三十年三月二十日受理 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願 請願者 北海道江別市 佐賀山路博 外二千九百三十三名	紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都杉並区 山口富士雄 外千六百五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

紹介議員 小池 晃君

四月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一一二一四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛荘町 紋谷さつき 外千六百五名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 東京都大田区 早川初江 外九百六十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

四月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一一二一四号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都新宿区 及川智子 外九百六十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 東京都大田区 波田野篤 外七千二百七十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

四月二十日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都豊島区 嶋岸貞子 外七千二百七十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 千葉市 磯崎直人 外千百四十四名

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 小池 晃君

四月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第一一二一五号)

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 滋賀県犬上郡多賀町 川添三千外千六百五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 千葉市 磯崎直人 外千百四十四名

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 東京都大田区 佐藤友奈 外九百六十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

四月二十日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都大田区 熊倉美彦 外三千五百二十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 東京都大田区 竹内三郎 外九百六十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

四月二十日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都大田区 竹内三郎 外九百六十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 名古屋市 北村恒康 外千一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

四月二十日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 東京都国分寺市 安藤ゆかり 外七千二百七十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

請願者 千葉市 磯崎直人 外千百四十四名

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三五九号 平成三十年四月二十五日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 埼玉県越谷市 島保弘 外八百九  
十七名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八一号 平成三十年四月二十六日受理  
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか  
すことに関する請願

請願者 茨城県取手市 矢野一雄 外七十  
八名

紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第一三八二号 平成三十年四月二十六日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町 戸澤健二  
外三千四百五十三名

紹介議員 福島みづほ君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八三号 平成三十年四月二十六日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 福岡県鞍手郡小竹町 青野定幸  
外二千七十八名

紹介議員 仁比 聰平君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

五月十八日本審査会に左の案件が付託された。  
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民

主主義をいかす政治の実現を求めるに關  
する請願(第一三八七号)(第一三八八号)(第  
一三九三号)

第一三八七号 平成三十年四月二十七日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 長野県松本市 小原勘一 外一万  
四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三八八号 平成三十年四月二十七日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 長野県中野市 西沢寿美子 外一  
万四百九十九名

紹介議員 武田 良介君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第一三九三号 平成三十年五月二日受理  
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義  
をいかす政治の実現を求めるに關する請願

請願者 埼玉県秩父市 新井節夫 外七百  
十八名

紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

ページ 段行 原文 訂正文  
四三末十一名 十二名  
第一号中訂正